地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当先について

平成26年4月1日から施行された消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、増収となった地方消費税交付金については、その使用使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和4年度四国中央市一般会計決算における社会保障施策関係経費への充当状況については、次のとおりです。

1. 地方消費税交付金決算額

総額	従来分	社会保障財源分
千円	千円	千円
2, 123, 941	1,003,943	1, 119, 998

2. 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に要する経費

充当先		令和4年度決算額	財源内訳				
			特定財源		一般	一般財源	
			国県支出金	その他		左記のうち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉費 社会福祉総務費	千円	千円	千円	千円	千円		
	11.云畑灿杺伤其	1, 329, 335	423, 549	7, 388	898, 398	250, 000	
老人福祉費 -	介護保険費	1, 716, 536	110, 869	0	1, 605, 667	150, 000	
	後期高齢者医療費	1, 518, 114	227, 793	71	1, 290, 250	200, 000	
児童福祉費	児童福祉総務費	2, 289, 489	1, 174, 017	195, 832	919, 640	269, 998	
	保育所費	911, 711	22, 668	55, 908	833, 135	50, 000	
	こども医療費	309, 034	44, 999	17, 168	246, 867	100, 000	
生活保護費	扶助費	1, 008, 227	908, 654	11, 403	88, 170	50, 000	
保健衛生費	予防費	621, 510	397, 350	0	224, 160	50,000	
合	計	9, 703, 956	3, 309, 899	287, 770	6, 106, 287	1, 119, 998	